

安全運転管理事業所等の運転適性検査実施要領の制定について

(平成12年2月24日島免甲第3098号ほか県警察本部長例規通達)

交通運輸事業所、一般会社・事業所及び指定自動車教習所等(以下「安管事業所等」という。)における自動車の運転適性検査については、「民間事業場等の運転適正検査実施要領の制定について」(平成8年10月23日島免第3488号本部長通達。以下「旧通達」という。)により運用しているところであるが、このたび下記の事由により旧通達を廃止し、別添のとおり標記要領を定めたので通知する。

なお、各警察署長においては、警察署や安管事業所等における安全運転管理業務に関し運転適性検査の重要性を認識し、同検査の円滑な実施や検査指導者の育成など指導及び啓発等に努めるよう配意されたい。

記

制定の理由

- (1) 新たに上級運転適性検査・指導者制度が施行され、適性検査体制が整備されたこと
- (2) 運転適性検査・指導者の資格は、従来、警察本部長による認定制であったが、警察本部長による資格者証交付制に変更になったこと
- (3) 本県警察においては、平成11年から各警察署に運転適性検査・指導者を置いており、警察署を当該安管事業所の対象として明記したこと

別添

安全運転管理事業所等の運転適性検査実施要領

1 目的

この要領は、交通運輸事業所、一般会社・事業所及び警察署等の安全運転管理事業所(以下「事業所等」という。)及び指定自動車教習所(以下「指定教習所」という。)における自動車の運転適性検査(以下「適性検査」という。)を適正に実施し、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 適性検査を実施する事業所等の規模等

適性検査を実施することが適当な事業所等の規模は、警察署を除き車両保有台数がおおむね20台以上又は運転者数がおおむね50人以上の規模であって、警察本部長(以下「本部長」という。)が交付する運転適性検査・指導者資格者証を受けた者(以下「適性検査指導者」という。)が勤務している事業所等及び指定教習所とする。

3 適性検査の対象

適性検査は、適性検査指導者が、自己の勤務している事業所等の従業員又は指定教習所の教習生に対し実施するものとする。

4 適性検査の種類

事業所等及び指定教習所で実施する適性検査は、「警察庁方式運転適性検査K-2」に係る用紙を使用するものとする。

5 適性検査の検査要素と指導

適性検査は、自動車運転における事故傾向と関連の深い次の各号に定める要素につい

て集団により検査し、個人の適正又は欠陥を指摘して欠陥等を補完する運転を行うことを具体的に指導することにより、事故の防止を図るものである。

動作の正確さ

動作の速さ

状況判断力（精神的活動性）

衝動抑止性

情緒安定性

6 適性検査指導者の資格要件

適性検査指導者は、次の各号に定める要件のいずれかを満たし、本部長から運転適性検査・指導者資格者証（様式第1号。以下「資格者証」という。）の交付を受けたものとする。

次のいずれにも該当する者

ア 「科警研編運転適性検査（73-1）」による検査において、総合判定が4若しくは5の判定を受けた者、又は総合判定が3の判定を受けた者で、精神的活動性の性能別判定値が4若しくは5の者であること。

イ 本部長が行う教養を受け、かつ、年齢等を考慮した上で適性検査指導者として適正者と認められるもの。ただし、大学において心理学を専攻した者又はこの種検査の経験が豊かな者であって、本部長が教養を行うことを要しないと認めるものについては、所定の教養を行わないことができる。

警察庁が行う新任運転適性検査指導者専科、取消処分者講習指導員専科又は運転適性専門官専科を修了した者

自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員として経験がある者

自動車安全運転センターが実施する安全運転管理者課程（5日間コース）の研修を終了した者

7 上級運転適性検査・指導者の認定

(1) 本部長は適性検査指導者に対する指導のため、上級運転適性検査・指導者（以下「上級適性検査指導者」という。）を事業所等に設置する。

(2) 本部長は、適性検査指導者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、申請により、上級運転適性検査・指導者資格者証（様式第2号。以下「上級資格者証」という。）を交付することができる。

ア 資格者証の交付を受けた後、運転適性検査業務に従事した経験の期間がおおむね5年以上の者で、上級運転適性検査指導者教養を受け、別に定める上級運転適性検査・指導者にかかる審査に合格した者

イ 警察庁が行う新任運転適性検査指導者専科、取消処分者講習指導員専科を修了し、運転適性検査業務に従事した経験の期間が2年以上の者又は警察庁が行う運転適性専門官研修を終了した者

ウ 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における

研修指導員として経験がある者で、警察庁交通局運転免許課長が適当と認める者

8 資格者証等の交付申請

資格者証又は上級資格者証の申請は、いずれかの資格者証の交付を受けようとする者が勤務する事業所等又は指定教習所の代表者が「運転適性検査・指導者資格者証交付申請書」(様式第3号)又は「上級運転適性検査・指導者資格者証交付申請書」(様式第4号)により本部長に対し行うものとする。

9 資格の審査

8の申請を受理した本部長は、交通部運転免許課において申請者の審査を行い資格者証等を交付する。

10 教養の実施

本部長は、適性検査指導者又は上級適性検査指導者に対し次の教養を実施する。

期間等

区 分	種 類	期 間(時間)
適性検査指導者	新任時教養	2日間(14時間)
上級適性検査指導者	審査時教養	1日間(6時間)
両者共有	現任教養	随時

内容

ア 適性検査指導者に係る教養(2日間)

期間	内 容	時 間
第 一 日	適性検査の基本	1時間
	運転適性検査実施要領	1時間
	適性検査K型採点・評価・判定・診断票作成	2時間
	適性検査実施実習	3時間
第 二 日	運転行動と心理特性の概説	2時間
	運転適性診断票の読み方	1時間
	適性検査結果に基づく指導要領	1時間
	適性検査結果に基づく指導実習	2時間
	適性検査取扱上の留意事項	1時間

イ 上級適性検査指導者に係る審査を受けようとする者に係る教養(1日間)

内 容	時 間
適性検査の仕組み	1時間
適性検査実施実習	2時間
適性検査の読み方と指導実習	2時間
適性検査取扱上の留意事項	1時間

11 資格者証の交付と交付簿の整備

本部長は、10に定める教養を終了した者及び6のイただし書きの規定に該当する者については、「運転適性検査・指導者資格者証交付簿」(様式第5号)に登載するとともに資格者証を交付するものとする。

なお、上級資格者証の交付については7に該当する者とし、「上級運転適性検査・指導者資格者証交付簿」(様式第6号)に登載するとともに上級資格者証を交付するもの

とする。

12 適性検査指導者の資格解除

本部長は、適性検査指導者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、適性検査指導者の資格を解除するものとする。

適性検査指導者が退職し、又は適性検査指導者の身分を解任されたとき

適性検査・指導の実施に当たり不相当と認められる事由が生じたとき

13 適性検査の方法及び時間

(1) 検査方法

適性検査指導者が実施する適性検査は、場所として静かな部屋を選び、机・椅子を用いて行うものとし、1回当たりの検査実施人員は、検査場所、適性検査指導者の能力、補助者の有無等によって異なるが、おおむね30人程度とし、やむを得ない場合は必ず補助者を置き、最大50人までを適当とする。

(2) 適性検査の時間

適性検査の1回当たりの所要時間は、検査実施時間（31分）、趣旨説明その他の時間を含めて50分以内で終了するものとする。

14 適性検査の目的、趣旨等の説明

適性検査指導者は、適性検査開始前に検査の目的、趣旨、効果及び交通事故多発運転者の心理的特性等を説明し、受験者に全能力を発揮して受験させるように努めるものとする。

15 採点、評価等

適性検査の採点、評価及び運転適性診断票の作成は、「警察庁方式運転適性検査K型実施手引」によって行うものとする。

16 指導、助言等

(1) 適性検査指導者等は、適性検査の結果による運転適性診断票を、事業所等の管理者等又は指定教習所の管理者等を通じて受験者に示し、自動車運転上の指導や助言等を具体的に行うものとする。

(2) 適性検査指導者は総合判定で、運転上注意を要すると認められる者及び運転に注意を要する心理的特性が認められる者を発見したときは、交通部運転免許課が行う精密な適性検査を受検するよう指導すると共に、運行経路の変更又は補助者の添乗等、慎重な措置を講じさせ事故防止を図るものとする。

17 指定教習所の留意事項

指定教習所において適性検査を行う適性検査指導者は、12から15までの定めによるほか、次のことに留意して実施するものとする。

教習生に対して、性格的運転適性に係る特徴に応じた技能教習を行うことは、自己の能力や性格に応じた安全な運転技能を体得させることになるので、教習生が入所後、速やかに適性検査を実施すること。

適性検査の実施時間は、所定の教習時間には含まれないが、講習カリキュラムの中に「運転適性検査結果に基づく行動分析」の教習項目が1時限導入されており、同時間を利用して教習生に対し適性検査を行い、これにより判明した心理的特性等を示し、その運転方法について必要な指導・助言を行うこと。

18 適性検査用紙の保管取扱い

適性検査用紙の保管取扱いは、次により散逸を防止するものとする。

検査内容を公開しないよう保管を厳重にすること。

運転適性検査用紙処理簿（様式第7号）により、適性検査用紙の使用状況を明らかにしておくこと。

適性検査結果を採点した評価票は、検査後3年間保存し、事後焼却すること。

使用済みの適性検査用紙は、速やかに焼却すること。

19 検査用紙等の補給

適性検査用紙及び警察庁方式運転適性検査K型実施手引は、適性検査指導者が運転免許課の適性検査担当者の指示を受けて購入するものとする。

20 報告

事業所等及び指定教習所の代表者は、適性検査の実施状況等について本部長と連絡を密にし、また本部長から報告を求められた際には、運転適性検査実施状況報告書（様式第8号）により必要事項を速やかに報告しなければならないものとする。

様式 〔略〕